

[株式会社テレビ岸和田]

インターネット接続サービスご利用上のご注意

禁止行為について

この項目は、TVK インターネット接続サービス契約約款およびテレビ岸和田 WiMAX + 5G 契約約款第49条に関連し、インターネット接続サービスの契約を締結していただいているお客様（以下「加入者」といいます。）がインターネット接続サービスを利用するに際しての注意事項を述べたものです。下記事項を遵守の上、インターネット環境をご利用ください。

禁止行為

加入者が株式会社テレビ岸和田（以下「当社」といいます。）の提供するインターネット接続サービス（以下「本サービス」といいます。）を利用するにあたり、以下に該当する行為を禁止します。

- (1) 当社、特定事業者および提携事業者等の電気通信設備等を転貸、譲渡、質入れする行為
- (2) 当社、特定事業者および提携事業者等の電気通信設備等を移動・取外・変更・分解または改変する行為。ただし、天災地変、またはその他の非常事態に際して保護する必要があるとき、もしくは保守の必要があるときを除く
- (3) 当社、特定事業者または提携事業者等の施設に他の機械または付加物品等を取付ける行為。ただし、当社、特定事業者または提携事業者等が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除く
- (4) 本サービスを他者が利用できる状態にする行為、またはそのおそれのある行為
- (5) 本サービスを利用して営利目的の活動をする行為、またはしようとする行為
- (6) ID、パスワードおよび加入者回線等番号を不正使用する行為
- (7) 当社もしくは他者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
- (8) 他者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
- (9) 他者を不当に差別もしくは誹謗中傷・侮辱し、他者への不当な差別を助長し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為
- (10) 詐欺、児童売買春、預貯金口座および携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく、または結びつくおそれの高い行為
- (11) わいせつ、児童ポルノもしくは児童虐待に相当する画像、映像、音声もしくは文書等を送信または表示する行為、またはこれらを収録した媒体を販売する行為、またはその

送信、表示、販売を想起させる広告を表示または送信する行為

- (12) 薬物犯罪、規制薬物、指定薬物、広告禁止告示品（指定薬物である疑いがあるものとして告示により広告等を広域的に禁止された物品）もしくはこれらを含むいわゆる危険ドラッグ濫用に結びつく、もしくは結びつくおそれの高い行為、未承認もしくは使用期限切れの医薬品等の広告を行う行為、またはインターネット上で販売等が禁止されている医薬品を販売等する行為
- (13) 販売または頒布をする目的で、広告規制の対象となる希少野生動植物種の個体等の広告を行う行為
- (14) 貸金業を営む登録を受けないで、金銭の貸付の広告を行う行為
- (15) 無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、またはこれを勧誘する行為
- (16) 当社、特定事業者および提携事業者等の設備に蓄積された情報を不正に書き換え、または消去する行為
- (17) 他者になりすまして本サービスを利用する行為
- (18) ウイルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信または掲載する行為
- (19) 無断で他者に広告、宣伝もしくは勧誘のメールを送信する行為、または社会通念上他者に嫌悪感を抱かせる、もしくはそのおそれのあるメールを送信する行為
- (20) 他者の設備等またはインターネット接続サービス用設備の利用、もしくは運営に支障を与える行為、または与えるおそれのある行為
- (21) 違法な賭博・ギャンブルを行わせ、または違法な賭博・ギャンブルへの参加を勧誘する行為
- (22) 違法行為（けん銃等の譲渡、鉄砲・爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等）を請け負い、仲介しまたは誘引（他人に依頼することを含む）する行為
- (23) 人の殺害現場の画像等の残虐な情報、動物を殺傷・虐待する画像等の情報、その他社会通念上他者に著しく嫌悪感を抱かせる情報を不特定多数の者に対して送信する行為
- (24) 人を自殺に誘引または勧誘する行為、または他者に危害のおよぶおそれの高い自殺の手段等を紹介するなどの行為
- (25) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様または目的でリンクをはる行為
- (26) 犯罪や違法行為に結びつく、またはそのおそれの高い情報や、他者を不当に誹謗中傷・侮辱したり、プライバシーを侵害したりする情報を不特定の者をして掲載等させることを助長する行為
- (27) その他、公序良俗に違反し、または他者の権利を侵害すると当社が判断した行為
- (28) 法令に違反し、またはそのおそれがある行為
- (29) その他、本サービスの運営を妨げる等、当社、特定事業者および提携事業者等が不当と判断する行為

禁止行為を行った場合の措置について

加入者の行為が上記禁止事項に該当すると判断した場合、以下の措置を講じる場合があります。

- (1) 当社より加入者に対して改善していただけるよう通知し、TVK インターネット接続サービス契約約款またはテレビ岸和田 WiMAX + 5G 契約約款第 20 条に基づくサービス提供の停止の措置、または TVK インターネット接続サービス契約約款第 16 条および第 21 条・第 29 条またはテレビ岸和田 WiMAX + 5G 契約約款第 23 条に基づく加入契約の解除措置をとること
- (2) サーバ機器に対して、極度の負荷をかけるコンテンツに関しては、TVK インターネット接続サービス契約約款またはテレビ岸和田 WiMAX + 5G 契約約款第 19 条に基づき、サービス提供の制限の措置をとること
- (3) 加入者が法令に違反するような行為を行った場合、裁判所の発する令状その他裁判所の判断に従い個人情報を開示すること
- (4) 事前に通知することなく、契約者が発信または表示する情報の全部もしくは一部を削除し、または他者が閲覧できない状態に置くこと

禁止行為に関わる責任

加入者が上記の禁止行為を行った場合、その行為に関する責任は当該加入者に帰属し、当社では一切の責任を負わないものとします。

2. 加入者が上記の禁止行為により当社に損害を与えた場合、当該加入者は当社に対して損害を賠償する義務を負います。
3. 加入者は、本サービスの利用および利用結果について自ら一切の責任を負うものとし、万一加入者の本サービスの利用に起因して他者とトラブルが生じた場合、または当該トラブルに関連して他者から当社に対して何らかの請求がなされ、あるいは訴訟が提起された場合には、加入者は自らの費用と責任においてこれを解決し、当社に一切迷惑をかけないものとします。また、その結果当社が損害を被った場合、加入者はその損害を賠償する義務を負います。

当社の免責

当社は、加入者が本サービスを通じて得た情報の正確性等について、一切保証責任を負わないものとします。

2. 当社は、保守点検および障害等により本サービスを提供できなかった場合に、機会損失による本来正常であった場合の得られたであろう利益ないし防ぐことのできた損失については、それに関する費用の発生を含めて保障の責任を負わないものとします（当社の損害賠償に係る責任の制限および免責事項については、TVK インターネット接続サ

ービス契約約款またはテレビ岸和田 W i M A X + 5 G 契約約款第 5 4 条をご参照ください)。

※この「インターネット接続サービスご利用上のご注意」は、予告なく変更する場合があります。変更された内容については、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法により告知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。